

◎特定秘密の保護に関する法律を廃止する法律案新旧対照表

○国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）（抄）（附則第二項関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第十七条 自衛隊法の一部を次のように改正する。</p> <p>「第四節 第五節」</p> <p>「第四節 服務（第五十二条―第六十五条） 第五節 予備自衛官等」</p> <p>を</p> <p>「第一 第二 第三 第六節」</p> <p>服務（第五十二条―第六十五条） 退職管理</p> <p>款 離職後の就職に関する規制（第六十五条の二―第六十五条の四） 款 違反行為に関する調査等（第六十五条の五―第六十五条の九） 款 雑則（第六十五条の十一―第六十五条の十三） 予備自衛官等</p> <p>に、「第二百二十六条」を「第二百二十七条」に改める。</p>	<p>第十七条 自衛隊法の一部を次のように改正する。</p> <p>「第四節 第五節」</p> <p>「第四節 服務（第五十二条―第六十五条） 第五節 予備自衛官等」</p> <p>を</p> <p>「第一 第二 第三 第六節」</p> <p>服務（第五十二条―第六十五条） 退職管理</p> <p>款 離職後の就職に関する規制（第六十五条の二―第六十五条の四） 款 違反行為に関する調査等（第六十五条の五―第六十五条の九） 款 雑則（第六十五条の十一―第六十五条の十三） 予備自衛官等</p> <p>に、「第二百二十五条」を「第二百二十六条」に改める。</p>

「
〔略〕

本則に次の一条を加える。

第百二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一・二 〔略〕

「
〔略〕

本則に次の一条を加える。

第百二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一・二 〔略〕